

カナダの小型航空機に対する輸出信用及び融資保証

(パネル報告 WT/DS222/R 提出日:2002年1月28日, 採択日:2002年2月19日)

清水 章雄

I. 事実の概要

カナダのボンバルディア(Bombardier Aerospace)とブラジルのエンブラエル(Embraer - Empresa Brasileira de Aeronautica S.A.)はリージョナル・エアクラフトと呼ばれる小型航空機を製造しており、世界市場において両社は競争関係にある。ボンバルディアは、2002年6月までに、692機のリージョナル・ジェットを納入しており、受注残は516機、今後20年間に小型航空機全機種で8,345機の需要の見込みがあると発表している。同じく2002年6月までに、エンブラエルは、559機納入しており、ファームオーダーの受注残は436機、今後20年間に8,695機の需要の見込みがあると発表している(What a Difference a Decade Makes: Regionals Rise above Adversity, Aviation Week & Space Technology, 22 July 2002, vol. 157, issue 4, p. 136)。

ボンバルディアの航空機の輸出にはカナダ政府及びケベック州の融資プログラムが利用されており、エンブラエルの輸出にはブラジル政府の融資プログラムが利用されている。両国政府ともに相手国のプログラムが補助金及び相殺措置に関する協定(SCM協定)により禁止される輸出補助金であると主張して紛争が生じており、1996年以来、両国ともにこの問題についてWTOの紛争解決手続を利用している。

カナダの航空機輸出融資については、「カナダの民間航空機輸出に関する措置」(「カナダー航空機」)事件において、パネル及び上級委員会により、カナダ勘定(Canada Account)による融資及び技術パートナーシップ・カナダ(Technology Partnerships Canada, TPC)による支持(support)がSCM協定3条1項(a)及び3条2項に違反すると判断され、カナダに対してこれらの補助金を90日以内に廃止するよう勧告がなされた(1999年8月20日紛争解決機関(DSB)採択。CANADA - MEASURES AFFECTING THE EXPORT OF CIVILIAN AIRCRAFT - REPORT OF THE PANEL, WT/DS070/R, 14 April 1999; Report of the Appellate Body, WT/DS070/AB/R, 2 August 1999; 川島富士雄「カナダの民間航空機輸出に関する措置」『ガット・WTOの紛争処理に関する調査 調査報告書X』21頁, 2000年)。1999

年 11 月 18 日にカナダは D S B 議長に現状報告(WT/DS70/8)を提出し、カナダが補助金を廃止するためにとった措置を報告した。ブラジルは、カナダのこの措置は 1999 年 8 月 20 日の D S B 勧告・裁定の実施になっていないとし、紛争解決了解 (D S U) 21 条 5 項の手続を開始した。この手続において、パネルは T P C については D S B 勧告・裁定を実施しているとし、カナダ勘定については 1999 年 8 月 20 日の D S B 勧告・裁定を実施していないと判断した。両当事国ともカナダ勘定については上訴しなかったが、T P C については上訴があり、上級委員会はカナダが D S B 勧告・裁定を実施していないことをブラジルは立証できなかったと判断した。

本件では、カナダ勘定及びカナダ勘定と同じくカナダ政府が全株式を所有する国有会社である E D C (Export Development Corporation, Export Development Canada) の輸出信用供与のもう 1 つの形態である企業勘定 (Corporate Account) 並びにケベック州のプログラムである I Q (Investissement Quebec) による輸出信用及び保証で、民間航空機の輸出を促進するものが S C M 協定 3 条 2 項 (a) に基づく義務に違反しているとブラジルは主張している。

2001 年 1 月 22 日、ブラジルはカナダに対して協議を要請した。同年 2 月 21 日に行われた協議では相互に満足すべき解決が得られず、同年 3 月 1 日にブラジルはパネルの設置を要請した。

同月 12 日、D S B は、標準的な付託事項によりパネルを設置した。同年 5 月 7 日、ブラジルは D S U 8 条 7 項に従ってパネルの構成を事務局長に要請し、同月 11 日、ウィリアム・J・デイヴィー (委員長)、スン・ホウ・チャン及びウシャ・ドゥーカ・キャナバディの 3 名からなるパネルが構成された。パネルは、2002 年 6 月 27 日、28 日、7 月 31 日に当事国との会合を開き、6 月 27 日に第三国 (オーストラリア、E C、インド、米国) との会合を開いた。

パネルは、2001 年 10 月 19 日に中間報告、2001 年 11 月 9 日に最終報告を当事国に送付した。

II パネル報告要旨

1. 先決的問題

(1) DSU21条5項手続

ア. カナダの主張

ブラジルの請求(claims)1及び3は「カナダー航空機」事件についてのDSB勧告の実施に関するものであるから、ブラジルはDSU21条5項の手続を利用しなければならない(パラグラフ7.4-7.10、7.27-7.32)、このブラジルの請求について本件のパネルに管轄権はない。

イ. ブラジルの主張

21条5項に基づきDSBの勧告の実施の有無を争うことができることは、加盟国がDSU6条2項及びSCM協定4条1項、4条4項、4項5項に基づき新たな紛争解決手続を開始することを妨げるものではない。さらに、小型航空機に対するカナダ勘定の支持について措置それ自体(as such)及び特定の取引におけるその適用(as applied)について争っており、21条5項パネルに特定の取引における適用について審査する権限はない(パラグラフ7.11)。

ウ. パネルの判断

ブラジルの請求のなかの「し続けている」及びDSB「の裁定及び勧告を無視して」という用語(カナダはこれをこの先決的抗弁の理由としている。)は、ブラジル3条1項(a)に基づく請求とは無関係のものである(パラグラフ7.16)。また、本件の請求は、「カナダー航空機」裁定の対象とは異なるものであり、かつ、より広がっている(パラグラフ7.18)

したがって、請求1及び3に対するカナダの異議は認めない(パラグラフ7.19)。

(2) パネル設置要請の特定性(specificity)

ア. カナダの主張

ブラジルのパネル設置要請における同国の主張のなかの「輸出信用」の示す内容が極度に広汎であり、また、ブラジルの請求2(カナダが21条5項パネルの報告を実施していない)に条約の条項への言及がないことは、DSU6条2項に違反している(パラグラフ7.21-7.26)。

イ. ブラジルの主張

いかに広範にわたる措置であろうともWTO上の義務に合致しないと考えるものについて争うことは加盟国に認められた権利である（パラグラフ 7.24）。また、ブラジルは、パネルの設置要請の中で問題の措置はSCM協定 1 条及び 3 条にいう禁止された輸出補助金であると明示的に述べている（パラグラフ 7.34）。

ウ. パネルの判断

パネル設置要請の特定性に関して、上級委員会は、「EC-コンピューター装置」において、用語が「容易に理解可能」(readily understandable)かを判断の基準にした。この分析を適用し、「輸出信用」という用語はSCM協定 3 条 1 項(a)の下での紛争の文脈で容易に理解可能であると認める。ブラジルのパネル設置要請にはその説明もある（パラグラフ 7.40）。ブラジルのパネル設置要請は、「問題となっている特定の措置を明示する」というDSU6 条 2 項の要求をみたしている（パラグラフ 7.42）。ブラジルの請求は限定されており、カナダの防禦の権利を害していない（パラグラフ 7.43）。

「カナダ-乳製品」において上級委員会は、非申立国が違反したとされる条約の条項の明示は申立ての法的根拠を提示しようとする際の最低限の必要条件であるとした（パラグラフ 7.47）。また、DSU7 条 1 項で定める付託事項には「(…対象協定の名称)の関連規定に照らし」とある（パラグラフ 7.46）。ブラジルは請求 2 が本パネルの付託事項に含まれるために必要な要素を提示していないので、ブラジルの請求 2 は、本パネルの付託事項に含まれない。

2. 本案

(1) EDCそれ自体(as such)

ア. ブラジルの主張

EDCの企業勘定及びカナダ勘定は輸出補助金の交付がその存在意義である輸出信用機関として設立・運営されており、EDCそれ自体が輸出補助金を交付しているため、SCM協定 3 条 1 項(a)に違反する（パラグラフ 7.71、 7.76）。

イ. カナダの主張

すべての輸出信用機関が必然的に禁止された輸出補助金を交付するものであるという主張は、補助金、特に利益(benefit)が存在することの立証責任を逃れようとするものである(パラグラフ 7.73)。

ウ. パネルの判断

補助金プログラムそれ自体の違反の判断には、ガット及びWTOの事件で何年もの間使われてきた強制的・裁量的(mandatory/discretionary)の区別が適用され、ガット・WTOルール違反を要求する立法(legislation)のみがこれらのルールに適合しないと判断され得る(パラグラフ 7.56)。立証責任があるにもかかわらず、ブラジルはEDCのプログラムが補助金の交付を強制するものであることを示す法的文書の条項を示していない(パラグラフ 7.76)。EDCの目的及び権限を定める輸出開発法 10 条及び同法の他の条項は、EDCに補助金交付を強制することを定めていない(パラグラフ 7.77-7.79)。

EDCは、それが輸出信用機関であるという理由で、SCM協定 3 条 1 項(a)に適合しないとはいえない(パラグラフ 7.85)。

(2) EDCカナダ勘定それ自体

ア. ブラジルの主張

EDCカナダ勘定は市場で調達できない支持を行うものであり、利益をもたらすものとして補助金を構成する。SCM協定附属書 I (k)項第 2 パラグラフの例外規定の要件を満たすという政策ガイドラインの存在がEDCカナダ勘定の支持それ自体が禁止された輸出補助金を構成することを示している。「カナダ—航空機」の 21 条 5 項パネルによれば、この政策ガイドラインは、この例外規定の要件を満たすには十分でない(パラグラフ 7.89)。

イ. カナダの主張

EDCカナダ勘定は裁量的なものである(パラグラフ 7.90)。

ウ. パネルの判断

ECDカナダ勘定を設置する輸出開発法に補助を強制することを示すものはない。ブラジルは、EDCカナダ勘定が補助を強制すること示す法的文書を指摘していない(パラグラフ 7.95)。したがって、EDCカナダ勘定それ自体がSCM協定 3条1項(a)に適合しないものではない(パラグラフ 7.97)

(3) EDC企業勘定それ自体

ア. ブラジルの主張

EDC企業勘定は、OECD公的輸出信用ガイドライン取極(OECD取極)の市場貸出基準金利(Commercial Interest Reference Rate, CIRRR)より低い利率を提供している。上級委員会は、OECD取極より寛大な内容は利益の積極的な証拠であるとしている。企業勘定による金融サービスは輸出が行われることに基づくものであり、以上から禁止される輸出補助金である(パラグラフ 7.101)。

イ. カナダの主張

EDC企業勘定は、裁量的であり(パラグラフ 7.102)、また、市場において提供されているものより有利な内容をオファーしていない(パラグラフ 7.103)。

ウ. パネルの判断

ブラジルはEDC企業勘定が補助を強制することを示す法的文書を指摘していない。また、EDC企業勘定により提供される融資において強制的に利益がもたらされることを立証する証拠は、輸出開発法その他の法的文書のなかに見出せない(パラグラフ 7.107)。したがって、EDC企業勘定それ自体がSCM協定 3条1項(a)に適合しないものではない(パラグラフ 7.113)

(4) IQそれ自体

ア. ブラジルの主張

IQ法 28条にもとづき、IQは援助(assistance)を提供することが強制されている(パラグラフ 7.115)。2つの命令により、IQの支持は、法律上、ケベックの域外へ輸出が行われることに基づく(パラグラフ 7.117)。IQは、それ自体、

禁止される輸出補助金を構成する(7.115)。

イ. カナダの主張

I Q法 28 条は、行政当局に援助の内容及び条件に関する完全な裁量を認めている(7.118)。ケベックの域外への輸出が行われることに基づくことは、3 条 1 項(a)の禁止の範囲に入らない。S C M協定にいう輸出は、加盟国間の物品及びサービスの移動を意味する (パラグラフ 7.118)。

ウ. パネルの判断

I Q法 28 条の定める援助は補助金の形態をとらなければならないとはされていない (パラグラフ 7.123)。2 つの命令も同様である (パラグラフ 7.124)。ブラジルは、I Qが補助金の強制的な交付を含むことを示し得る法的文書を明示していない (パラグラフ 7.125)。I Qそれ自身が、S C M協定 3 条 1 項(a)に適合しないものではない (パラグラフ 7.172)。

(5) E D C 及び I Q の適用(as applied)

ア. ブラジルの主張

特定の取引に関する証拠を根拠とし、カナダ勘定、E D C 及び I Q のプログラムの適用が S C M協定に基づくカナダの義務に適合しないとパネルが認定することを求める (パラグラフ 7.128)。

イ. カナダの主張

適用(as applied)について争うことは、特定の取引について争うこと同じことである (パラグラフ 7.129)。

ウ. パネルの判断

E D C 及び I Q のプログラムの適用について、別個の判断をすることは、妥当ではない。第 1 に、ブラジルの適用(as applied)の請求は、特定の取引に関する取引に関する請求から独立したものではない (パラグラフ 7.130)。第 2 に、プログラムの適用が S C M協定 3 条 1 項(a)に適合しない、という判断の持つ意味が、不

明確である。すべての特定の取引がS C M協定3条1項(a)に適合しないということの意味するのであれば、適用が適合しないと判断することにより付け加えられる価値はない。すべての取引ではなく特定の取引がS C M協定3条1項(a)に適合しないということからプログラムの適用が適合しない判断することは、パネルが行った判断に関して、実施に対して持つ意味を当該特定の取引より広げてしまうので妥当ではない(パラグラフ7.131)。第3に、プログラムが裁量的であるからW T O協定に適合しないものではないと判断しておきながら、そのプログラムの適用はW T O協定に適合しないと判断することは意味がなく、強制的・裁量的の区別の有用性を損なう(パラグラフ7.133)。

(6) エア・ウィスコンシンに対するカナダ勘定の融資

ア. ブラジルの主張

エア・ウィスコンシンに対するカナダ勘定の融資は、1条1項(a)1(i)という資金面での貢献である(パラグラフ7.141)。

カナダのトービン産業大臣がエア・ウィスコンシンに商業的貸付けベースにより得られるものより良い率を提供すると述べた(パラグラフ7.144)。

エア・ウィスコンシンに対するカナダ勘定の融資は、融資が行われることに基づいて交付される(パラグラフ7.151)。

(k)項の通常の意味、その文脈、S C M協定の目的及び趣旨からして、O E C D取極のマッチング条項の援用はO E C D取極の「利率に関する規定」に合致しない。カナダは、マッチングの手続要件を課するO E C D取極53条を守っていない。たとえ逸脱(derogation)とのマッチングが(k)項の例外規定の恩恵を受けるとしても、本件で53条の手続要件を守らなかったことは、(k)項の例外規定を排除することになる(パラグラフ7.157)

イ. カナダの主張

エア・ウィスコンシンに対するカナダ勘定の融資はエンブラエルからのオフターという形で市場においてエア・ウィスコンシンが利用できる融資よりも有利なものではないから、利益がもたらされていない(パラグラフ7.145)。

エア・ウィスコンシンに対するカナダ勘定の支持は、O E C D取極の「利率に関する規定」に合致しているので、(k)項第2パラグラフに定められている例外規

定に当てはまる主張した（パラグラフ 7.154）。ブラジルが「市場を下回る内容で」（on below-market terms）エア・ウィスコンシンへのエンブラエルの小型ジェットの販売への融資を行う用意があり、□（□は、秘密保持のため、公開されたパネル報告には記載されていない部分をあらわす。以下、同じ。）をオファーしていたので、カナダはマッチングを理由に、□をオファーした。カナダのオファーが全体を見れば、カナダのオファーがブラジルのオファーよりも有利なものではないことは、エア・ウィスコンシンが書面で確認している（パラグラフ 7.155）。

OECD取極の文脈におけるマッチングは、(k)項第2パラグラフの例外規定の適用対象となる。OECD取極のマッチング条項（本文の29条、別添Ⅲの25条及び31条）は「利率に関する規定」に「合致」しており、それ自身が「利率に関する規定」である（パラグラフ 7.156）。

ウ. パネルの判断

エア・ウィスコンシンに対するカナダ勘定の融資は、1条1項(a)1(i)にいう資金面での貢献であることカナダは否定していない（パラグラフ 7.141）。

エンブラエルの輸出販売のうち□パーセントにBNDES又はPROEXの支持が付けられており、ブラジル政府及びその所有するブラジル銀行が関係している（パラグラフ 7.148）。カナダ自身も、エンブラエルのオファーは、市場以下のものであると、当初は、考えていた。ブラジルも、エンブラエルのオファーは、市場のオファーではない、と述べている（パラグラフ 7.149）。エンブラエルのオファーは市場のオファーではないと考えられ、エア・ウィスコンシンに対するカナダ勘定の融資は1条1項(b)にいう利益をもたらされている（パラグラフ 7.150）。

エア・ウィスコンシンに対するカナダ勘定の融資は、融資が行われることに基づいて交付されることをカナダは否定していない。カナダは、カナダ勘定の使命はカナダの輸出貿易を支持・発展することであること認めている。カナダ勘定を運営するEDCの設立目的も、同様である。「カナダー航空機」パネルは、カナダ勘定の融資が融資が行われることに基づいて交付されると認定した。

以上から、(k)項の例外規定の範囲内に入らなければ、エア・ウィスコンシンに対するカナダ勘定の融資は、禁止される輸出補助金となる。

(k)項の例外規定を利用するには、カナダは、法律問題として、逸脱とのマッ

ングがOECD取極の「利率に関する規定」「に合致する」し得ることを先ず立証しなければならない（パラグラフ 7.161）。

「カナダ—航空機—21.5」のパネルは、許容された例外にマッチしたオファーはOECD取極の規定に合致し、例外規定のいう利子率に関する規定に合致するが、逸脱にマッチしたオファーは、OECD取極の規定に合致せず、例外規定のいう利子率に関する規定に合致しないという見解を示した。同パネルは、マッチされた逸脱がOECD取極の利率に関する規定に合致することを認めると、「合致」の概念が公的融資による支持を規律することができなくなる可能性があることを指摘した。OECD取極の非参加国は参加国がオファーやマッチした内容と条件に関する情報へのアクセスを権利として有してはいないので、非参加国は参加国に対して一貫して不利な立場に置かれる。カナダ—航空機—21.5」のパネルは、開発途上国に関する構造的に不平等につながる(k)項第2パラグラフの解釈を避けることの重要性も強調した（パラグラフ 7.164）。「ブラジル—航空機—第2の21条5項」パネルも以上の「カナダ—航空機—21.5」パネルの見解を説得的であるした。本パネルは、両方のパネルの判断を説得的であると認める（パラグラフ 7.156）。カナダは様々な理由で以上を覆すことを試みたが（パラグラフ 7.166-7.173）、成功しなかった（パラグラフ 7.180）。

法律問題として(k)項の例外規定の恩恵を受けることができないので、エア・ウィスコンシンに対するカナダ勘定の融資は、SCM協定3条1項(a)に反する禁止された補助金であると結論する（パラグラフ 7.182）。

(7) その他のEDCの取引

ア. ブラジルの主張

ボンバルディアの小型ジェットを購入したアトランティック・サウスイースト・アイライズ (ASA)、アトランティック・コースト・エアライズ (ACA)、コムエア、ケンデル及びエア・ノストルムへのEDC企業勘定による融資並びにエア・ノストルムへのEDCカナダ勘定による融資は、禁止された補助金の形態をとっている。EDCの融資はローンの形の資金の直接的移転であり、SCM協定1条1項(a)(1)(i)にいう資金面での貢献を構成する。市場で得られるものよりも有利な内容を得られるので1条1項(b)にいう利益をEDCの融資はもたらし

ている。EDCの設立目的から、EDCの融資は輸出が行われることに基づいている（パラグラフ 7.184）。

イ. カナダの主張

EDCの融資はSCM協定1条1項(a)(1)(i)にいう資金面での貢献であることに同意する。1998年以來、小型航空機に対する企業勘定の融資はすべて商業的なベースで提供されており、「利益」をもたらすものではない。EDCの支持が輸出パフォーマンスが行われることに基づくことを否定しない。

ウ. パネルの判断

(a) 一般的な「利益」という主張

EDCは、すべての場合にボンバルディアの顧客に提供される商業的な融資条件に自らの融資を基づかせないこと（パラグラフ 7.226）その他の理由により、一般的に、EDCの融資が「利益」をもたらす、というブラジルの主張は、認められない（パラグラフ 7.227）。

(b) ASA—1997年3月、1998年8月

ASAに対するEDCの1997年3月のオファーに市場以下の条件が示されたことについては信用できるが矛盾する証拠が有り、このオファーに市場以下の条件が示され、SCM協定1条1項(b)にいう利益がもたらされたことをブラジルは立証できなかった（パラグラフ 7.254、 7.260）。

(c) ACA—1996年7月

ACAに対するEDCの1996年7月のオファーは[]であり、すべてを考慮すると、SCM協定1条1項(b)にいう利益をもたらした（パラグラフ 7.278）。

(d) コムエア—1997年8月

コムエアに対するEDCの1997年8月のオファーは、利率が市場で得られるものより有利なものであり（パラグラフ 7.281）、そのオファーの内容がコムエアが市場で得られるものより有利でないことを示す特定の証拠がないので、EDCの1997年8月のオファーは「利益」をもたらすと判断する（パ

ラグラフ 7.283)。

(e) コムエアー1998年3月

コムエアーに対するEDCの1998年3月のオファーは、オファーに市場以下の条件が示されたことについては信用できるが矛盾する証拠が有り、このオファーに市場以下の条件が示され、SCM協定1条1項(b)にいう利益がもたらされたことをブラジルは立証できなかった(パラグラフ 7.290)。

(f) コムエアー1999年2月

コムエアーに対するEDCの1999年2月のオファーは、カナダの示した特定の市場の証拠を根拠にすると、コムエアーが市場で得られたものより有利なものであり、「利益」をもたらすと判断する(パラグラフ 7.296)。

(g) ケンデル1999年8月

ケンデルに対するEDCの1999年の融資は商業銀行が係っており、その内容及び条件はEDCの参加に依存しておらず、EDCの返済についてのリスクへの露出は商業銀行と同一である。すべてを考慮すると、この融資は市場の条件で行われており、公的に支持されていない。したがって、ケンデルに対するEDCの1999年の融資は「利益」をもたらしていない(パラグラフ 7.302)。

(h) エア・ノストルム

エア・ノストルムに対するEDCカナダ勘定の融資は[]であり、[]ローンは「利益」をもたらすことは疑いがない。そのようなローンは市場では提供されていないからである(パラグラフ 7.307)。エア・ノストルムに対するEDC企業勘定に関するブラジルの主張は、EDC企業勘定、EDCカナダ勘定及びIQの加重平均利率によるものであるが、ブラジルはこれらのプログラムについて別々に争っているので、加重平均利率により分析することは妥当ではない(パラグラフ 7.306)。エア・ノストルムに対するEDC企業勘定の融資が「利益」をもたらすことを示す特定の取引に関する他の証拠を提出していないので、そのような判断をする理由がない(パラグラフ 7.308)。

(i) 結論

1996年12月、1997年3月、1998年3月にASA、ACA、ケンデル、エア・ノストルム及びコムエアに対してEDC企業勘定に基づいて提供された融資は、補助金ではない（パラグラフ 7.314）。1996年7月、1997年8月及び1999年2月のコムエアに対するEDCの企業勘定融資及びエア・ノストルムに対するEDCのカナダ勘定融資は輸出が行われることに基づく補助金の形態をとっており、SCM協定3条1項(a)に反する禁止された輸出補助金である（パラグラフ 7.315）。

(8) I Qエクイティー・ギャランディー

ア. ブラジルの主張

エクイティー・ギャランディーは市場で提供されていないので、本質的に「利益」をもたらす（パラグラフ 7.321）。

I Qエクイティー・ギャランディーはフィー(fee)なし又は市場以下のフィーにより提供されるので、「利益」をもたらす（パラグラフ 7.348）。

問題となっているI Qエクイティー・ギャランディーは、法令上及び事実上、輸出が行われることに基づいて行われる（パラグラフ 7.359）。

イ. カナダの主張

エクイティー・ギャランディーは市場で商業的に提供されている（パラグラフ 7.323）。I Qを含むほとんどの保証機関は、フィーを課するので、「利益」をもたらさない。

問題となっているI Qエクイティー・ギャランディーは、法令上及び事実上、輸出が行われることに基づいて行われるものではない（パラグラフ 7.360-7.363）。

ウ. パネルの判断

エクイティー・ギャランディー類似の証券の市場での存在に関する十分な証拠をカナダは提出した（パラグラフ 7.340）。I Qエクイティー・ギャランディーが本質的に「利益」をもたらすというブラジルの主張には事実についての根拠がない（パラグラフ 7.341）。

□取引については、□パーセントの年間フィーでI Qエクイティー・ギャランディーが提供された。市場においてはこのようにエクイティー・ギャランディーが提供されることはないのは疑いもないので、□に対するエクイティー・ギャランディーは市場で得ることができるよりも有利な内容で提供されているので、□に対するI Qエクイティー・ギャランディーは、「利益」をもたらしている（パラグラフ 7.351）。エア・ノストルムに対するI Qエクイティー・ギャランディーは「利益」をもたらしており、ゆえに補助金を構成する。問題の残りのI Qエクイティー・ギャランディーが「利益」をもたらしたことをブラジルは立証できなかったため、残りのI Qエクイティー・ギャランディーに対するブラジルの主張は認めない（パラグラフ 7.358）。

I Qエクイティー・ギャランディーは法令上輸出が行われることに基づいて行われるものであることの根拠としてブラジルが主張しているのは、I Q法 28 条及び命令 572-200 及び 841-2000 であるが（パラグラフ 7.366）、I Q法 28 条にはI Qエクイティー・ギャランディーは、法令上輸出が行われることにより基づいて行われるものであることを示すものはない。問題となっているI Qエクイティー・ギャランディーのどれも命令 572-200 及び 841-2000 を根拠として提供されていない（パラグラフ 7.368）。以上から、問題となっているI Qエクイティー・ギャランディーは法令上輸出が行われることに基づいて行われるものではない（パラグラフ 7.369）。

T P Cの職員がそのプロジェクトの直接の結果としての輸出販売量に焦点を合わせるよう求められていたがI Qは違うこと、I Qが輸出による収入に焦点を当てたことを示すものは何もないこと、I Qによる支持全体の中で□%だけがボンバルディアの小型航空機に関するものであったことなどから（パラグラフ 7.377）、I Qは事実上も輸出が行われることに基づいて行われるものではない（パラグラフ 7.378）。

結論として、□に対するI Qエクイティー・ギャランディーが禁止された補助金であるというブラジルの主張は認められない（パラグラフ 7.378）。

(9) I Qローン・ギャランティー

メサ・エア・グループがI Qのローン・ギャランティーと比較しうる商業ローン

においてどれだけ払わなければならなかったか、また、同グループに対するローン・ギランティーの I Q のフィーが市場に基づくものではない等をブラジルは立証していない。したがってメサ・エア・グループに「利益」がもたらされているというブラジルの主張は否定される（パラグラフ 7.399）。メサ・エア・グループに対する I Q のローン・ギランティーは、補助金ではない。エア・ウイスコンシンへの I Q のローン・ギランティーは、□というフィーが市場に基づくものではなく、「利益」がもたらされている補助金であるが（パラグラフ 7.400）、I Q エクィティー・ギランディーと同様に、輸出が行われることに基くものではない(7.403)。したがって、S C M 協定 3 条 1 項違反ではない。

3. 裁定及び勧告

エア・ウイスコンシンに対する E C D カナダ勘定の融資、エア・ノストルムに対する E D C カナダ勘定の融資並びにコムエアに対する 1996 年 7 月、1997 年 8 月及び 1999 年 2 月の E D C 企業勘定の融資は、S C M 協定 3 条 1 項(a)に反する禁止された輸出補助金である（パラグラフ 8.1）。以上について S C M 協定に基づくブラジルの利益の無効化又は侵害が一応成立しており、カナダはこれに対して反証を挙げていない（パラグラフ 8.2）。

本パネルは、カナダが以上の補助金を遅滞なく廃止することを勧告する（パラグラフ 8.3）。

S C M 協定 4 条 7 項が特定することを求めている「遅滞なく」の期限を 90 日とする（パラグラフ 8.4）。

III. 解説

1. 報告後の動向

本パネル報告は、D S B の 2002 年 2 月 3 日の会合において採択された(WT/DS222/6, 27 March 2002)。違反補助金の撤廃期限は 2002 年 5 月 20 日に終了した。同月 22 日に開かれた D S B において、カナダは、S C M 協定に基づく義務に適合しないと判断された取引のどれについても何らの措置をとらなかったこと及びとるつもりはないことを明らかにした。そこで、ブラジルは、D S U 22 条 2 項及び S C M 協定 4 条 10 項に従って、総額 33 億 6,000 万米ドルの適当な対抗措置をとることの承認を D S B に

要請した(WT/DS222/7, 24 May 2002)。ブラジルの要請した対抗措置には 1994 年のガット 6 条の実質的な損害の決定に関する義務の停止、カナダからの輸入品に関する輸入許可手続に関する協定に基づく義務の適用の停止並びに 1994 年のガットに基づく関税譲許及び関連義務の停止が含まれており、譲許停止の対象製品のリストが出された。カナダは、この対抗措置が適当でなく、また、DSU22 条 2 項に記されている状況は生じていないとして、この項目をDSBの議題からはずすこと要請した。議題に残るのであれば、DSU22 条 6 項及びSCM協定 4 条 11 項に従って仲裁に付託するとした(WT/DS222/8, 24 June 2002)。これを受けて、本パネルの委員による仲裁が行われることとなった(WT/DS222/9, 7 July 2002)。

この仲裁判断は 2003 年 2 月に発表され、ブラジルによる補助金協定 4 条 10 項に基づく対抗措置として、総額 247,797,000 米ドルにのぼる上述の関税譲許及び義務停止が適切であるとされた(WT/DS222/ARB, 17 February 2003)。この金額は、カナダの補助金交付額に加えて、DSBの勧告及び裁定の履行をカナダに促すための調整(adjustments)としてその 2 割を増額したものである(WT/DS222/ARB, para. 3.121)。この調整は、カナダが、補助金を撤廃する意思がない、と述べていることを理由に行われている。

2. 論点

(1) DSU21 条 5 項の手続

本件は「カナダ—航空機」事件のついてのDSBの勧告及び裁定をカナダが実施したか否かという問題に関するものであったが、申立国のブラジルは、DSU21 条 5 項の手続ではなく、通常のパネル手続を利用した。21 条 5 項の手続は迅速手続であり申立国にとって有利である。しかしながら、申立国が選択すれば、通常の手続により、被申立国による勧告及び裁定の実施の有無、すなわち改正後の国内法令・措置等のWTO協定との適合性を争うことができると考えられるが、本件ではまさにそれが行われた。改正後の法令を扱う以上、21 条 5 項の手続によっても、もとの事件(本件では「カナダ—航空機」)のパネル(及び上級委員会)では扱われなかった事項を扱う。この点を考えれば、21 条 5 項の手続によっても、通常の手続によっても、勧告及び裁定の実施の有無が争点となっている紛争の解決を図ることが可能である。ただし、もとの事件について上級委員会の法的判断があれば、同一の事件である以上、21 条 5 項パネ

ルはその上級委員会の判断に拘束されるであろう。新規のパネルが設置された場合、新パネルは、もとの事件の上級委員会の判断に事実上は従うであろうが、その判断に 21 条 5 項パネルの場合と同様に拘束されることはない。

(2) 強制的・裁量的立法の区別：それ自体(as such)、適用(as applied)、特定の取引 (specific transactions)

問題とされる立法の適用が必ず何らかのWTO協定違反をとなる内容を持つ場合は、実際の適用がある前でも、そのような立法が存在するだけで当該国はWTO協定に違反することになる。WTOの紛争解決手続では、そのような立法は強制的立法と呼ばれている。これに対し、適用の仕方によってはWTO協定違反をとらない内容を持つ立法は、実際の適用があった場合にはじめて違反の有無を問題とすることができる。WTOの紛争解決手続では、そのような立法は裁量的立法と呼ばれている。本件において、ブラジルは、これまでの裁量的立法の扱いを「特定の取引」に関するものとし、立法の「適用」には別の意味を持たせようとした。すなわち、いくつかの「特定の取引」において協定違反があれば、裁量的立法であっても立法自体が違反となると主張したが、パネルの受け入れるとことをはならなかった。

「米国の 1974 年通商法 301 条」事件(UNITED STATES - SECTIONS 301-310 OF THE TRADE ACT OF 1974 - Report of the Panel, WT/DS152/R, 22 December 1999;宮野洋一「米国の 1974 年通商法 301 条～310 条」『ガット・WTOの紛争処理に関する調査 調査報告書 XI』13 頁, 2001 年)においては、裁量的な立法の裁量の余地が問題となった。そこではDSU23 条が米国通商法 301 条の持つ裁量の余地と相容れるかという特殊な問題が争われたのであり、本件のような場合の裁量的立法について同様の検討をする必要はないと考えられる。

(3) OECD公的輸出信用ガイドライン取極のマッチングと(k)項第2パラグラフ

SCM協定附属書 I (k)項第2パラグラフでは、OECD公的輸出信用ガイドライン取極における利率に関する規定に合致する輸出信用供与は禁止される輸出補助金とはみなされないと規定している。ここでいう「利率に関する規定」が何かの問題であり、特に同ガイドラインに違反した国に対する対抗手段であるマッチングに関する規定が「利率に関する規定」であるかが重要な問題である。本件の当事国であるカナダ

の他に第3国参加をした米国及びE Cの見解をパネルは受け入れず、マッチングに関する規定は「利率に関する規定」ではないとした。過去2つのパネルが同様の見解を示しており、今後、OECDがこの問題についてどのように対応するかが注目される。

なお、ブラジルは(k)項第2パラグラフにおけるOECD公的輸出信用ガイドライン取極の取扱いに問題があるとして、補助金相殺措置委員会等でその検討を求めている(G/SCM/33, 7 May 2001)。さらに、ブラジルはドハ開発アジェンダに向けてこの問題についてのペーパーを「規則に関する交渉グループ」に提出している(TN/RL/W/5, 26 April 2002)。E Cも同様にこの問題の重要性を指摘している(TN/RL/W/30, 21 November 2002)。

IV. 参考文献

1. Helena D. Sullivan, Regional Jet Trade Wars: Politics and Complicance in WTO Dispute Resolution, 12 Minn. J. Global Trade 71 (2003).
2. Joseph D'Cruz and Dr. Charles M. Gastle, Canada-Brazil Trade Relations: an expedited arbitral mechanism may be required to resolve the WTO Aircraft from Brazil/Canada dispute, February 2002, <http://www.esteycentre.ca/canadabrazil.htm>
3. Marc Tessier, Le conflit Canada-Bresil sur l'exportation d'aeronefs de transport regional: analyse des recentes decisions de l'Organisation mondiale du commerce (OMC), 42 Les Cahiers De Droit 3 (2001)
4. O. STEHMANN, Export Subsidies in the Regional Aircraft Sector: The Impact of Two WTO Panel Rulings against Canada and Brazil, 6 J. World Trade 97 (1999).